

黒田庄隣保館だより

4月号



【編集・発行】黒田庄隣保館 住所:西脇市黒田庄町前坂 294-1 TEL 28-2344 2024年4月15日発行



4月5日、ミニいきいきサロン「花しょうぶの会」のみなさんが黒田庄隣保館グラウンドでお花見を行いました。開花後の長雨が心配でしたが、無事ほぼ満開の桜を愛(め)でることができました。

在原業平(ありわらのなりひら、西暦825年~880年)の歌を紹介します。

世の中に たえて桜の なかりせば 春の心は のどけからまし

(現代語訳:この世の中に、全く桜というものがなかったなら、春を過ごす人の心はどんなにのどかであることでしょう。)

業平は、本来春はのどかな季節であるはずなのに、人は桜の花が咲くのを心待ちにし、咲いたと思えば、花が散るのが気になり落ち着きません。桜が存在するために人々の心が穏やかでないことを述べて、人の心を騒ぎ立たせる力のある桜の素晴らしさを伝えようとしています。



第42回 全国中学生人権作文コンテスト

【主催】 法務省、全国人権擁護委員連合会



内閣総理大臣賞

相手と自分、両者を守る



兵庫県・加西市立泉中学校 三年 小篠 誌織

「じゃあ、本当のお母さんじゃないってことなの。」私が、私自身のことについて友達に伝えると、大抵、このような言葉が一番初めに返ってきます。その度に、私は体の熱が一気に冷めるような気持ちになります。

養子縁組という言葉は、多くの人が聞いたことがあると思います。養子縁組とは、血縁関係のない人の間に法的に親子関係を持つことです。婿養子などという言葉なら、聞いたことがあるはずですが。私は、普通養子縁組ではなく、「特別養子縁組」という制度で、産まれてすぐに今の両親に迎えられました。特別養子縁組は、産みの親との法的な親子関係を解消し、新しい両親と戸籍上、実の親子関係を結ぶことです。

私を産んでくれた母は体が弱く、シングルマザーでもあったようです。私を育てたくても、育てられる状況ではありませんでした。私がまだ幼い頃、母からそのことを聞きました。当時の私はそれほど深く理解しておらず、「私にはお母さんが二人いるんだな」というような軽い解釈をしていました。

私が小学3年生の頃でしょうか。私は友達に初めてそのことを伝えました。すると友達は、「じゃあ、今のお母さんは本当のお母さんじゃないの」と言うのです。私は頭の中が真っ白になり、上手く答えられなかったのを覚えています。また別の子には「産んでくれたお母さんに捨てられた」という言葉を受けました。そのとき、私はショックを受けました。今となっては、相手に悪気はなく、深く考えて言った言葉ではないことは分かりますが、当時は、「なんで養子に出されたんだろう。私はいない子だった

のかな」と深く悩み、悲しく苦しい気持ちでした。

それから何日か経ち、私は母に特別養子縁組について尋ねました。そこで初めて、私を養子に出したのは、産んでくれた母が、私にできる精一杯の愛だったと分かりました。幸せな環境で育ててほしいという、母の思いだったのです。それを知って、気持ちが楽になると同時に、考えが大きく変わりました。

母と、産んでくれたもう一人の母。どちらも私にとっての「本当のお母さん」であり、私を想ってくれる大切な存在です。

今、私は小学校からずっと一緒にいる友達には、そのことを伝えていきます。全員が理解してくれていて、今では、共に遊び学べる仲間です。一方で、中学校になって新しくできた友達には、このことを言うことができていません。一度話しかけたとき、やはり、「本当のお母さんじゃないんだ」と言われ、その瞬間に上手く答えることができませんでした。

そんなとき、私を支えてくれた言葉が「無理に言わなくてもいい」というものでした。すべてを今言う必要はなく、自分が傷つかないように心を守る手段として、「言わない選択」があるのです。自分自身に強制するのではなく、本当に伝えたい、と思ったタイミングで、上手く伝えられなくてもいいから、少しずつ理解してもらえるように努力していくのです。

私は、小さい頃からずっと、特別養子縁組というものが、どういうものなのか考えてきました。私には母が二人いる。母も私を産んでく

れた母も、本当のお母さんで、私を愛してくれています。特別養子縁組というものにとっても悩むこともありました。しかし、今では私にとっての誇りでもあるのです。私には、私を大切にしてくれる二人の母がいるのですから。

「人権を守る」これは、相手の人権を守ること。そして、自分自身の人権を守ることでもあるのではないのでしょうか。相手のことを知って、色々な方向から見て、自分で考えて理解する。これが、相手の人権を守ることだと考えます。そして、自分自身について伝え、時には無理に言わずに、タイミングを計ったり、相手に少しでも自分について理解してもらえるように自分なりに努める。これが、自分自身の人権を守ることです。

私は、相手と自分、両方を守れる人間になり

たいです。人は平面的な存在ではありません。必ず立体であり、それが球体であるか、立方体であるか、角錐であるか、または円柱か八面体か、人それぞれです。それらを人が勝手に決めつけたり、一方の面から平面的に捉えることが、相手を傷つけることにつながるのだと思います。だから、相手を守るには、様々な方向から見て形を捉え、理解する必要があるのだと思います。また、自分自身の形を理解して、相手にも理解してもらえるように工夫することが、自分自身を守ることにつながるのではないのでしょうか。

相手と自分を守るために、私は一步を踏み出しました。私の一步が、誰かの一步につながることを信じています。



2024年度 教養講座生等合同開講式のお知らせ

と き 5月20日(月) 午前10時30分 **と ころ** 黒田庄隣保館 和室(1階)
内 容 人権学習会

講 師 西脇市人権教育課 人権教育指導員 田中 秀夫 先生

演 題 心豊かに生きるために
 ~様々な活動をとおして学んだこと~



※ 講座生の方は必ずご参加ください。

※ 講座生以外の方もご自由にご参加ください。

～ 特設人権相談所の開設 ～

「憲法週間」、「人権擁護委員の日」にちなんで特設人権相談所を開設します。

名誉、信用、差別、いやがらせ、いじめなどで人権を侵されお悩みの方は、お気軽にお越しください。人権擁護委員が相談に応じます。

※相談は無料で、秘密は厳守されます。

- ◆ **と き** 5月1日(水) 午前10時～午後3時
 6月5日(水) 午前10時～午後3時
- ◆ **と ころ** 西脇市総合福祉センター(萩ヶ瀬会館) 「相談室」
- ◆ **問 合 せ** まちづくり課人権室(市役所 ☎22-3111 内線3023)



4月14日～5月18日の隣保館行事予定表

日	月	火	水	木	金	土
4/14 	15 フラダンス	16 生活相談日 くらしの教室 3B体操	17 にこにこ喫茶 「ひまわり」	18 手芸	19	20 クラシックギター
21	22	23 着付け	24 にこにこ喫茶 「ひまわり」	25	26 くらしの教室 三田音頭	27
28	29 〈昭和の日〉	30 	5/1 にこにこ喫茶 「ひまわり」	2	3 〈憲法記念日〉	4 〈みどりの日〉
5 〈こどもの日〉	6 〈振替休日〉	7 3B体操	8 にこにこ喫茶 「ひまわり」	9 健康運動 & 身 体調整	10 書道 三田音頭	11 七宝焼 エコクラフト (紙バンド)
12	13 3B体操	14 着付け	15 にこにこ喫茶 「ひまわり」	16 手芸	17	18 クラシックギター



編集後記

4月8・9日の春の嵐を耐えた隣保館の桜(表紙写真)が、10日快晴の下、みごとに咲き誇り、午前から花見客が絶えませんでした。

小学生の頃によく歌っていた「さくらさくら」の歌詞が思い起こされてきました。
『さくら さくら 野山も里も 見渡す限り 霞か雲か 朝日に匂う さくら さくら 花盛り』歳を重ねるごとに『さくら』が気になるようになってきたのは私だけでしょうか。(H.N)

